

第47回 大阪府医療審議会 議事概要

1 開催日時：平成29年3月29日（水）午後2時から午後3時30分

2 開催場所：大阪赤十字会館 3階 301会議室

3 出席委員：24名（委員定数29名定足数15名であるため有効に成立）

芥川委員、生野委員、乾委員、上野委員、上ノ山委員、内山委員、梅田委員、榮木委員、太田委員、大橋委員、加納委員、河崎委員、川隅委員、北村委員、茂松委員、多賀委員、高井委員、高橋委員、中尾委員、西垣委員、深田委員、福原委員、藤垣委員、南出委員

4 議 事

議事に先立ち、医療法施行令第5条の21第2項により、茂松会長が南出委員を在宅医療推進部会の委員として指名し、本人も就任を承諾した。

第1号議案 大阪府保健医療計画について

事務局から説明のあと、審議・意見交換を行った。

<審議事項>

次期大阪府保健医療計画（第7次）における二次医療圏の設定については、現行の二次医療圏を前提とすることについて、承認を求めたところ、全員異議なくこれを承認した。

<意見交換>

（1）基準病床数、必要病床数、地域医療構想の推進について

（委員意見）

- ・感染症発生時や災害時の病床の確保が必要である。
- ・2025年には10,000床ベッドが不足すること、かつ75歳以上の高齢者の人口が大阪において一番多くなることを考えると、先手を打って医療機能分化を進める必要がある。
- ・2025年問題では、回復期病床や地域包括ケア病棟が不足することに対して、府は早急に方針を出してほしい。
- ・早急に対策を進めることには異論がある。地域においてきっちり議論して検討していくべき。国でも、地域医療構想の達成については、まずは地域ごとに、現状を認識して共有し、医療機能の振り分けなど自主的に取り組むことを前提としている。大阪においても同様の考え方で進めていただきたい。

（大阪府回答）

大阪は民間病院が多いので、民間病院に現状を知っていただき、構想の内容を理解してもらった上で、どのようにご自身の医療機関を位置づけるかということを考えていただくことが必要。そのために、各二次医療圏で懇話会等の場を設けている。

（2）外来医療・在宅医療について

（委員意見）

- ・地域医療構想では、動くことができる人も外来医療ではなく、在宅医療が担うように見えるので、外来の役割について議論が必要である。
- ・在宅へ帰った時、急変時のベッド活用体制について、医療提供者側の一致団結が必要である。

(大阪府回答)

外来医療については、地域医療構想策定時から重要なテーマと認識している。次期計画（第7次）では、在宅医療と外来医療の役割分担を議論したうえで記載していきたい。

(3) 府民への情報提供の仕方について

(委員意見)

- ・現計画（第6次）では、府民の理解を得て目標を達成する項目については、達成度がまだまだ不十分であり、もっと違ったアプローチが必要ではないか。

(大阪府回答)

次期計画（第7次）では、わが国の医療体制、大阪府の医療体制の概況や大病院と身近な病院の役割など医療の仕組みを、府民に理解してもらい、その上で、府民が必要な医療を受けていただけるよう工夫したい。

(4) 保健医療従事者の確保と資質向上について

(委員意見)

- ・「第7章 保健医療従事者の確保と資質向上」は大切な項目。夜間の待機の問題など、働き方についての記載が必要と考える。

(大阪府回答)

確保、資質向上、さらに定着には、職場環境の改善への取組みが大前提であり、その点も踏まえ記載について検討したい。

5 報告事項

(1) 医療法人部会の結果について

平成28年11月24日開催医療法人部会の決議の結果について部会長より報告した。

(2) 在宅医療推進部会の決議の結果について

平成29年2月13日開催在宅医療推進部会の決議の結果について部会長より報告した。

(3) 大阪府地域医療介護総合確保基金事業について

平成29年度基金事業計画案の概要について事務局より報告した。

6 その他

大阪市より住吉市民病院廃止に伴う病院再編計画の状況を報告した。

(大阪市から報告)

- ・昨日の市会本会議において、平成30年4月から2年間の暫定運営の

前提となる現住吉市民病院の改修予算 7 千万円が否決された。

- こういう事態を招いたことについて、平素から貴重なご意見等をいただいている委員の皆様は深くお詫びを申し上げます。
- 今後、南港病院の意向をあらためて確認させていただくとともに、厚生労働省の意向もあるため、現時点で明確なことは申し上げられないが、現に住吉市民病院を利用されている皆様方にご迷惑、ご負担をかけないよう方策を探っていく。

(委員意見)

- この再編計画は当医療審議会の反対意見を押し切って進めているもの。
- 平成 30 年 4 月からの対策を早急に検討すべき。
- 対策については当医療審議会にも諮るべきではないか。

(大阪市)

早急に対策を検討しあらためてご報告させていただく。